



熊本県及び独立行政法人都市再生機構による「益城中央被災市街地復興土地区画整理事業」の推進に向けた協定を締結しました

平成30年4月9日、熊本県と独立行政法人都市再生機構は、県が施行する「益城中央被災市街地復興土地区画整理事業」を推進するため、益城町の立ち会いのもと、技術支援に関する協定の締結を行いましたので、お知らせします。

この協定の締結により、益城町及び熊本都市圏東部地域における創造的復興に向けたまちづくりを加速化して参ります。



写真左より 中島 正弘 UR都市機構理事長 蒲島 郁夫 熊本県知事 西村 博則 益城町長
別添 協定書

(お問い合わせ先)

熊本県 土木部

道路都市局 都市計画課

電話096-333-2521

UR都市機構 九州支社

都市再生業務部 熊本震災復興支援室

(市街地整備第2課)

電話092-722-1150

総務部 総務課

電話092-722-1004

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の推進に向けた協定書

別添資料

熊本県（以下「甲」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、平成30年3月16日に締結された「益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（以下「事業」という。）の施行に関する協定」に基づき甲が施行する事業を推進するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互協力について定めることにより、平成28年熊本地震により被災された方々の一日も早い生活再建を図ることを目的とする。

（協定事項）

第2条 乙は、甲が施行する事業について、技術的な助言や提案等の技術支援を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項の技術支援の効率的かつ効果的な実施のため、情報の共有を行うものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、この協定の実施に当たって知り得た情報を、相手方の許諾を得ることなく第三者に開示し、又は漏えいしてはならないものとする。

（疑義等の解決）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙で協議の上、これを解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成30年4月9日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事

蒲島郁夫

乙 独立行政法人都市再生機構
代表者 理事長

中島正弘

立会人 益城町
代表者 益城町長

西村博則